

北海道告示第10948号

北海道が令和4年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和4年7月1日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その21)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 施設園芸エネルギー転換促進事業 施設園芸におけるエネルギー転換を促進し、燃油価格高騰の影響を受けにくい生産体制を確立するため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が施設園芸エネルギー転換促進事業を行う農業者及び農業者の組織する団体に補助する場合における当該補助対象となる経費のうち、次に掲げるもの 1 無加温パイプハウスの整備及び資材等の導入に要する経費 2 省エネ機器及び省エネ効果のある内部設備・資材等の導入に要する経費 3 パイプハウスの被覆資材及び補強資材の導入に要する経費	2分の1以内	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第221号様式 別に指示する様式	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第221号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局または振興局	総合振興局長 または振興局長	
2 化学肥料購入支援金給付事業 化学肥料を購入する農業者に対し、当該肥料の購入に要する経費の一部について、化学肥料購入支援金を補助することにより、道内農業者の肥料購入費の負担軽減を図るため、予算の範囲内で補助する。	北海道肥料コスト低減体系緊急転換事業推進協議会	1 化学肥料購入支援金 化学肥料の購入に要する経費について、当該肥料1トン当たり3,125円を上限として農業者に給付する補助金 2 化学肥料購入支援金の給付事務等のために必要な次の経費 人件費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、各種手数料）、委託料、使用料及び賃借料、その他知事が必要と認める経費	定額	農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 別に指示する様式	農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部 生産振興局 技術普及課		